

菊池市告示第 64 号

菊池市物価高騰対応農業者支援金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

菊池市長 江 頭 実

菊池市物価高騰対応農業者支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、菊池市物価高騰対応農業者支援金(以下「支援金」という。)の交付に関し、菊池市補助金等交付規則(平成 19 年規則第 1 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この支援金は、生産資材等の物価高騰により甚大な影響を受けている農業者の支援を行い、経営の安定化及び事業継続を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第 3 条 この支援金の補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日現在で農業を営んでおり、事業を継続する意思を有する者
- (2) 令和 7 年 4 月 1 日現在で菊池市内に住所を有する個人事業主又は菊池市内に主たる事業所を置く法人であって、自ら農畜産物を生産し、令和 6 年分の農畜産物販売金額(仕入販売金額を除く。以下同じ。)が 50 万円以上の者
- (3) 市税に未納がない者
- (4) 菊池市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 1 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員でない者

(支援金の額等)

第 4 条 支援金の額は、規則第 3 条第 2 項に定める交付基準の補助率にかかわらず、令和 6 年分の農畜産物販売金額に対して 100 分の 1 を乗じて得た額(上限額は 20 万円とし、1,000 円未満を切り捨てる。)とする。なお、法人にあつては、直近年の農畜産物の売上高(仕入販売金額を除く。)に対して 100 分の 1 を乗じて得た額(上限額は 20 万円とし、1,000 円未満を切り捨てる。)とする。

2 支援金の交付は、1 事業者につき 1 回限りとし、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請)

第 5 条 支援金の交付を受けようとする事業者は、菊池市物価高騰対応農業者支援金交付申請書兼請求書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて、令和 7 年 11 月 28 日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 令和 6 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書第一表又は令和 7 年度市県民税申告書の控えの写し(法人にあつては直近年の決算書の写し)
- (2) 令和 6 年分所得税青色申告決算書(農業所得用)又は令和 6 年分収支内訳書(農業所得用)の 1 ページ及び 2 ページの控えの写し

- (3) 市区町村税の未納がない証明書
- (4) 通帳の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
(支援金の交付決定、確定等)

第6条 市長は、前条の規定による支援金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支援金を交付すべきと認めるときは、支援金の交付を決定し、菊池市物価高騰対応農業者支援金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により、補助対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による通知を行ったときは、速やかに補助対象者に支援金を交付するものとする。
(支援金の取消し及び返還)

第7条 市長は、支援金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により支援金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定の取消し又は変更をしたときは、交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。